

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 38 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 13 号中「基づく」の後ろに「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等ならびに」を加える。

別表第 12 1（1）の項中「登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）」に、「の建築物

登録建築物調査機関」を「の建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「以下この表において「非住宅建築物単位認定」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下この表において「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」に、「評価機関未審査非住宅手数料額」を「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」に改め、同表中

		共同住宅 の用途に	申請 1 件	次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の床面積
--	--	--------------	-----------	----------------------------

	<p>供する一の建築物 （共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。）を単位とした認定（以下この表において「複合共同住宅単位認定」という。）</p>	<p>につき</p>	<p>（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅手数料額」という。）と評価機関未審査共同住宅手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 239,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p>
--	--	------------	---

を

	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした</p>	<p>申請 1 件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル</p>
--	---------------------------------	------------------	---

	<p>認定（基準省令第1条第1項第1号口に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 98,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 440,000円</p>
	<p>共同住宅の用途に供する一の建築物（共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。）を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によ</p>	<p>申請 1 件につき</p> <p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅標準入力法等手数料額」という。）と評価機関未審査共同住宅手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 239,000円</p>

	<p>るものに限る。) (以下この表において「複合共同住宅単位標準入力法等認定」という。)</p>	<p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円 カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p>
	<p>共同住宅の用途に供する一の建築物 (共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。) を単位とした認定 (モデル建物法による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複</p>	<p>申請 1 件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積 (住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅モデル建物法手数料額」という。) と評価機関未審査共同住宅手数料額とを合算した額 ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 98,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円 ウ 床面積の合計が</p>

に

		合共同住宅単位モデル建物法認定」という。)	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円
--	--	-----------------------	---

改め、同表 1 (2) の項中「非住宅建築物単位認定」を「非住宅建築物単位標準入力法等認定」に、「評価機関審査済非住宅手数料額」を「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」に改め、同表中

		複合共同住宅単位認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅手数料額」という。）と評価機関審査済共同住宅手数料額とを合算した額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が
--	--	------------	---------	---

を

			<p>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
--	--	--	---

		<p>非住宅建築物単位モデル建物法認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が</p>
--	--	-------------------------	----------------	--

		<p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合共同住宅単位標準入力法等認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅標準入力法等手数料額」という。）と評価機関審査済共同住宅手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が</p>

に

		25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円
複合共同 住宅単位 モデル建 物法認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の床面積 (住戸の部分および共用 部分の床面積を除く。ア からカまでにおいて同 じ。)の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額(以下この表において 「評価機関審査済複合共 同住宅非住宅モデル建物 法手数料額」という。)と 評価機関審査済共同住 宅手数料額とを合算した 額 ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと き 13,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、 2,000平方メートル以 下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 128,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 160,000円 カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円

改め、同表 2 (1) の項中「非住宅建築物単位認定」を「非住宅建築物単位標準入力法等認定」に、「評価機関未審査非住宅手数料額」を「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」に改め、同表中

	複合共同住宅単位認定	申請 1 件につき	確認申請手数料相当額， 評価機関未審査複合共同住宅非住宅手数料額および評価機関未審査共同住宅手数料額を合算した額	を
--	------------	-----------	---	---

	非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請 1 件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額	に
	複合共同住宅単位標準入力法等認定	申請 1 件につき	確認申請手数料相当額， 評価機関未審査複合共同住宅非住宅標準入力法等手数料額および評価機関未審査共同住宅手数料額を合算した額	
	複合共同住宅単位モデル建物法認定	申請 1 件につき	確認申請手数料相当額， 評価機関未審査複合共同住宅非住宅モデル建物法手数料額および評価機関未審査共同住宅手数料額を合算した額	

改め、同表 2 (2) の項中「非住宅建築物単位認定」を「非住宅建築物単位標準入力法等認定」に、「評価機関審査済非住宅手数料額」を「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」に改め、同表中

	複合共同住宅単位認定	申請 1 件につき	確認申請手数料相当額， 評価機関審査済複合共同住宅非住宅手数料額および評価機関審査済共同住宅手数料額を合算した額	を
--	------------	-----------	---	---

	非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額	に
	複合共同住宅単位標準入力法等認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額，評価機関審査済複合共同住宅非住宅標準入力法等手数料額および評価機関審査済共同住宅手数料額を合算した額	
	複合共同住宅単位モデル建物法認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額，評価機関審査済複合共同住宅非住宅モデル建物法手数料額および評価機関審査済共同住宅手数料額を合算した額	

改め、同表 3 の項中「場合に限る」を「場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く」に改め、同表 3 (1) の項中「以下この表において「非住宅建築物単位変更認定」を「標準入力法等による評価方法によるものに限る。」（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」に、「評価機関未審査非住宅変更手数料額」を「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」に改め、同表中

	共同住宅の用途に供する一の建築物（共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。）を単位とした変更	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅変更手数料額」という。）と評価機関未審査共同住宅変更手数料額とを合算した
--	---	-----------------	---

	<p>の認定（以下この表において「複合共同住宅単位変更認定」という。）</p>		<p>額 ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 126,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円 カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>	を
--	---	--	---	---

	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「非住宅建築</p>	<p>申請 1 件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 55,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを</p>
--	--	------------------	--

	<p>物単位モデル建物法変更認定」という。))</p>		<p>超え, 5,000平方メートル以下のとき 165,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 225,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 272,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
	<p>共同住宅の用途に供する一の建築物(共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。)を単位とした変更の認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合共同住宅単位標準入力法等変更認定」という。)</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積(住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。)の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅標準入力法等変更手数料額」という。)と評価機関未審査共同住宅変更手数料額とを合算した額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 204,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 311,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを</p>

に

		<p>超え, 10,000平方メートル以下のとき 393,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 468,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
<p>共同住宅の用途に供する一の建築物（共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。）を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合共同住宅単位モデル建物法変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）と評価機関未審査共同住宅変更手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを</p>

			超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円
--	--	--	---

改め、同表 3 (2) の項中「非住宅建築物単位変更認定」を「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」に、「評価機関審査済非住宅変更手数料額」を「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」に改め、同表中

		複合共同住宅単位変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅変更手数料額」という。）と評価機関審査済共同住宅変更手数料額とを合算した額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき
--	--	--------------	---------	--

を

				128,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき
				160,000円 カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき
				192,000円

		非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 床面積の合計の区分に応 じ, それぞれ次に定める 額 (以下この表において 「評価機関審査済非住宅 モデル建物法変更手数料 額」という。) ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと き 13,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 2,000平方メートル以 下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メー トル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メー トル以下のとき 128,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき 160,000円 カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円
--	--	------------------------------------	---------------------	---

<p>複合共同住宅単位標準入力法等変更認定</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）と評価機関審査済共同住宅変更手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
<p>複合共同住宅単位モデル建物法変更</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）と評価機関審査済共同住宅変更手数料額とを合算した額</p>

に

		認定	<p>く。アからカまでにおいて同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅モデル建物法変更手数料額」という。)と評価機関審査済共同住宅変更手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
--	--	----	---

改め、同表 4 の項中「に限る」を「に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く」に改め、同表 4 (1) の項中「非住宅建築物単位変更認定」を「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」に、「評価機関未審査非住宅変更手数料額」を「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料

額」に改め、同表中

	複合共同 住宅単位 変更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額，評価機関未審査複合 共同住宅非住宅変更手数 料額および評価機関未審 査共同住宅変更手数料額 を合算した額	を
--	----------------------	---------------------	---	---

	非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関未審査非住 宅モデル建物法変更手数 料額とを合算した額	に
	複合共同 住宅単位 標準入力 法等変更 認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額，評価機関未審査複合 共同住宅非住宅標準入力 法等変更手数料額および 評価機関未審査共同住宅 変更手数料額を合算した 額	
	複合共同 住宅単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額，評価機関未審査複合 共同住宅非住宅モデル建 物法変更手数料額および 評価機関未審査共同住宅 変更手数料額を合算した 額	

改め、同表 4 (2) の項中「非住宅建築物単位変更認定」を「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」に、「評価機関審査済非住宅変更手数料額」を「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」に改め、同表中

	複合共同 住宅単位 変更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額，評価機関審査済複合 共同住宅非住宅変更手数 料額および評価機関審査 済共同住宅変更手数料額	を
--	----------------------	---------------------	---	---

				を合算した額
--	--	--	--	--------

		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
		複合共同住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額，評価機関審査済複合共同住宅非住宅標準入力法等変更手数料額および評価機関審査済共同住宅変更手数料額を合算した額	
		複合共同住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額，評価機関審査済複合共同住宅非住宅モデル建物法変更手数料額および評価機関審査済共同住宅変更手数料額を合算した額	に
5	法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）		申請1件につき		1,000円

改め，同表備考第1項中「または複合共同住宅単位認定」を「，複合共同住宅単位標準入力法等認定または複合共同住宅単位モデル建物法認定」に改め，同表備考第2項中「または複合共同住宅単位変更認定」を「，複合共同住宅単位標準入力法等変更認定または複合共同住宅単位モデル建物法変更認定」に改める。

別表第13中

区	分	単位	金額	を
---	---	----	----	---

区 分	単 位	金 額
<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>(1) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であって、一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p> <p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
	<p>(2) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p> <p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方</p>

		<p>メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 284,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
<p>(3) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 42,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 89,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 133,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円</p>

	<p>(4) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 89,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 133,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円</p>
<p>2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消</p>	<p>(1) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この2（1）の項から2（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき</p>

に、

<p>費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）</p>		<p>につき</p>	<p>183,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
<p>第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 82,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 147,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 201,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 245,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
	<p>(3) 消費性能確保計画</p>	<p>消費</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画</p>

<p>の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p>	<p>の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 16,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 32,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 83,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 126,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 157,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円</p>
<p>(4) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 16,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 32,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 83,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p>

の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項」を「5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第2項中「1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項」を「3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項」に、「1（1）の項または1（2）の項」を「3（1）の項または3（2）の項」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第1項中「1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項」を「3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項」に、「1（1）の項または1（2）の項」を「3（1）の項または3（2）の項」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考に第1項および第2項として次の2項を加える。

- 1 同一の建築物に係る法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の1（1）の項または1（2）の項による判定と、この表の1（3）の項または1（4）の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の1（1）の項または1（2）の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る法第12条第2項後段もしくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付と、この表の2（3）の項または2（4）の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2（1）の項または2（2）

の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第12の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務について、建築物のエネルギー消費性能の評価方法ごとに異なる手数料を設けることとし、および工事の着手予定時期等を変更する場合の認定に係る手数料を定め、ならびに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため